

第 19 号議案参考資料

議 案 名

桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- ① 引用部分の整理を行う。 (第 3 条及び第 5 条関係)
- ② 指定介護療養型医療施設の廃止等に伴い、号の削除等を行う。
(第 6 条関係)
- ③ 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第 7 条関係)
- ④ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないこととする。
(第 9 条関係)
- ⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。
(第 24 条関係)
- ⑥ 重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを

義務付けるとともに、字句の整理を行う。(第34条関係)

- ⑦ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。(第42条関係)
- ⑧ 指定介護療養型医療施設の廃止等に伴い、号の削除等を行う。(第47条関係)

【夜間対応型訪問介護】

- ① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。(第48条関係)
- ② 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。(第51条関係)
- ③ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。(第58条関係)

【地域密着型通所介護】

- ① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。(第59条の4関係)
- ② 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。(第59条の9関係)
- ③ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。(第59条の19関係)

【共生型地域密着型通所介護】

引用部分の整理を行う。 (第59条の20の3関係)

【療養通所介護】

① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第59条の24関係)

② 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。
(第59条の30関係)

③ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。
(第59条の37関係)

【認知症対応型通所介護】

① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第62条関係)

② 引用部分の整理を行う。
(第65条関係)

③ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第66条関係)

④ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。
(第70条関係)

⑤ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。
(第79条関係)

【小規模多機能型居宅介護】

① 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、字句の整理を行う。
(第82条関係)

- ② 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第 8 3 条関係)
- ③ 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることを義務付けるとともに、字句の整理を行う。
(第 9 2 条関係)
- ④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。
(第 1 0 6 条の 2 関係)
- ⑤ 字句の整理を行う。
(第 1 0 7 条関係)

【認知症対応型共同生活介護】

- ① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第 1 1 1 条関係及び第 1 2 1 条関係)
- ② 利用者の病状の急変等に備えるために定める協力医療機関について、その要件及び当該協力医療機関との連携を構築するための対応等を行うことを規定する。
(第 1 2 5 条関係)
- ③ 字句の整理を行う。
(第 1 2 7 条関係)
- ④ 引用部分の整理を行う。
(第 1 2 8 条関係)
- ⑤ 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、号の削除等を行うとともに、配置すべき従業者の員数の緩和について規定する。
(第 1 3 0 条関係)

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

- ① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第 1 3 1 条関係)
- ② 利用者の病状の急変等に備えるために定める協力医療機関について、その要件及び当該協力医療機関との連携を構築するための対応等を行うことを規定する。
(第 1 4 7 条関係)
- ③ 字句の整理を行う。
(第 1 4 8 条関係)
- ④ 引用部分の整理を行う。
(第 1 4 9 条関係)

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ① 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、字句の整理を行う。
(第151条関係)
- ② 字句の整理を行う。
(第152条関係)
- ③ 医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時における対応方法の見直し等を行うことを義務付ける。
(第165条の2関係)
- ④ 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第166条関係)
- ⑤ 字句の整理を行う。
(第167条関係)
- ⑥ 利用者の病状の急変等に備えるために定める協力医療機関について、その要件及び当該協力医療機関との連携を構築するための対応等を行うことを規定する。
(第172条関係)
- ⑦ 字句の整理を行う。
(第176条関係)
- ⑧ 引用部分の整理を行う。
(第177条関係)

【ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ① 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないことを規定する。
(第187条関係)
- ② 引用部分の整理を行う。
(第189条関係)

【看護小規模多機能型居宅介護】

- ① 引用部分の整理を行う。
(第190条関係)
- ② 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、号の削除等を行う。
(第191条関係)
- ③ 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第192条関係)
- ④ サービス内容の明確化を行うとともに、身体的拘束等の適正化のための措置を講ずることを義務付ける。
(第197条関係)
- ⑤ 字句の整理を行う。
(第201条関係)

⑥ 引用部分の整理を行う。 (第202条関係)

【その他】

電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないようにすることに伴い、字句の整理を行う。

(第203条関係)

(2) 桶川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

【介護予防認知症対応型通所介護】

① 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。(第6条関係)

② 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、字句の整理を行う。

(第9条関係)

③ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。(第10条関係)

④ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないこととする。(第11条関係)

⑤ 重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるとともに、字句の整理を行う。(第32条関係)

⑥ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録等を加えるとともに、字句の整理等を行う。(第40条関係)

⑦ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、及び身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。

(第42条関係)

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

- ① 指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、字句の整理を行う。
(第44条関係)
- ② 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第45条関係)
- ③ 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることを義務付けるとともに、字句の整理を行う。
(第53条関係)
- ④ 引用部分の整理等を行う。
(第60条及び第62条関係)
- ⑤ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。
(第63条の2関係)
- ⑥ 字句の整理を行う。
(第64条関係)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ① 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。
(第72条及び第79条関係)
- ② 利用者の病状の急変等に備えるために定める協力医療機関について、その要件及び当該協力医療機関との連携を構築するための対応等を行うことを規定する。
(第83条関係)
- ③ 字句の整理を行う。
(第85条関係)
- ④ 引用部分の整理を行う。
(第86条関係)

【その他】

電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないようにすることに伴い、字句の整理を行う。

(第91条関係)

- (3) 桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
(改正条例第3条関係)

- ① 介護支援専門員の配置基準を定めるとともに、字句の整理を行う。
(第3条関係)
- ② 管理者の要件等を定めるとともに、字句の整理を行う。
(第4条関係)
- ③ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないこととするとともに、字句の整理を行う。
(第5条関係)
- ④ 通常の事業の実施区域以外の居宅を訪問して介護予防支援を行う場合には、あらかじめ説明を行い、同意を得た上で交通費の支払を利用者から受けることができるようにする。
(第11条関係)
- ⑤ 字句の整理を行う。(第12条及び第13条関係)
- ⑥ 重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるとともに、字句の整理を行う。(第22条関係)
- ⑦ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。(第29条関係)
- ⑧ 次の事項について義務付けるとともに、一定の要件を満たす場合にはテレビ電話装置等を活用して利用者との面接ができることの規定等を行う。(第31条関係)
- ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと。
- イ 身体的拘束等を行う場合には記録すること。
- ウ 市長から介護保険法の規定に基づく情報の提供を求められた場合には応じなければならないこと。
- ⑨ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種

類を特定しないようにすることに伴い、字句の整理を行う。

(第34条関係)

(4) 桶川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (改正条例第4条関係)

① 字句の整理等を行う。 (第2条関係)

② 介護支援専門員の配置基準の見直しを行う。 (第3条関係)

③ 管理者が兼務できる他の職務について整理を行う。

(第4条関係)

④ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないこととするとともに、字句の整理等を行う。

(第5条関係)

⑤ 次の事項について義務付けるとともに、一定の要件を満たす場合にはテレビ電話装置等を活用して利用者との面接ができることの規定等を行う。

(第14条関係)

ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと。

イ 身体的拘束等を行う場合には記録すること。

⑥ 重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるとともに、字句の整理を行う。 (第23条関係)

⑦ 整備及び保管する記録について、緊急やむを得ない場合における身体的拘束等を行った場合の記録を加えるとともに、字句の整理を行う。 (第30条関係)

⑧ 電磁的記録により作成し交付される書面等の媒体について、種類を特定しないようにすることに伴い、字句の整理を行う。

(第32条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日